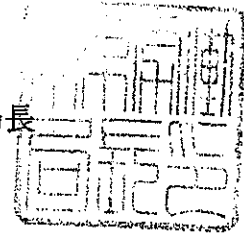




東労発基第735号  
平成25年10月31日

一般社団法人東京建設業協会会長 殿

東京労働局長



台風26号による災害復旧工事における労働災害防止の徹底について（要請）

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただいておりますことに御礼申し上げます。

さて、台風26号に伴う大雨の影響により、東京都大島町においては、平成25年10月16日未明から早朝にかけ、広い範囲で川が氾濫したほか、大規模な土砂崩れ等が発生し、家屋をはじめ、電気、ガス、水道等の施設に大きな被害が生じました。

被災地においては、今なお、行方不明者の捜索が続く中、避難を余儀なくされた多くの方々への支援も緊急を要する状況にあります。一方で、新たな台風の接近や大雨等に備えた家屋の応急復旧や被害を受けたインフラ等の災害復旧工事についても早急に行われることとなるため、これらの工事における労働災害防止対策の徹底を図る必要があります。

つきましては、今後、災害復旧工事が本格化するものと存じますが、貴団体の会員事業場が災害復旧工事に当たられる場合は、特に別添の「災害復旧工事における災害防止対策(重点事項)」に記載した事項に留意の上、労働災害防止の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

担当

東京労働局労働基準部

安全課 03-3512-1615

長澤、渡邊

健康課 03-3512-1616

深澤、金田

## 災害復旧工事における災害防止対策(重点事項)

## 1 災害復旧工事に係る基本的事項

台風被害等に伴う災害復旧工事は、平時の建設現場とは異なり、二次災害につながりやすい不安定な状況下でこれを行うこととなるため、作業場所の状況の事前把握やこれに応じた適切な施工方法の選定が極めて重要となる。

このため、災害復旧工事の実施に当たっては、発注者との緊密な連携の下、元方事業者及び関係請負人が協力し、危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)を実施し、これに基づく対策を講ずることを基本とするとともに、以下の事項に特に留意の上、作業を実施する必要があること。

## 2 地山の掘削を伴う工事における土砂崩壊災害防止対策の徹底

(1) 道路工事や河川土木工事、上下水道工事など、地山の掘削を伴う工事の実施に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第355条に基づき、あらかじめ作業箇所やその周辺の地山について調査を行うとともに、この結果を踏まえた作業を行うこと。

(2) 掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、日々の作業開始前に作業箇所やその周辺の地山について亀裂や湧水など、地山の崩壊につながる変化がないか点検を実施すること。

特に、今後の大雨等が地山の状態に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、調査に当たっては特に留意すること。

(3) 上記の(1)及び(2)の調査や点検の結果、土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立ち入りを禁止する等の措置を講ずること。

特に、上下水道工事等における溝掘削工事については、深さ2メートル未満の小規模なものであっても土砂崩壊が発生した場合には重大な災害に至る場合が多いため、土止め支保工の設置に当たっては、労働者が溝内に立ち入る前に先行して土止め支保工を設置する「土止め先行工法」を採用すること。

## 3 建設機械による災害防止の徹底

(1) 移動式クレーン、車両系建設機械の運転に当たっては、立ち入り禁止措置、接触防止措置を確実に講じ、旋回時の挟まれ災害等の防止の徹底を図ること。

(2) 水平堅土の確保、建設機械の能力の範囲内での作業の遵守により、転倒防止の徹底を図ること。

(3) 法定検査等(運転する建設機械に求められた性能検査、特定自主検査等の自主検査、1月以内ごとの自主検査、作業開始前点検)の徹底と必要に応じた補修等の徹底を図ること。

(4) 免許、技能講習、特別教育等、運転する機械に応じた資格等を確認し、有資格者等による運転の徹底を図ること。

#### 4 墜落災害防止の徹底

- (1) 高さ2メートル以上となる箇所での作業においては、適切な墜落防止措置が講じられた足場の設置等により、作業床の確保の徹底を図ること。
- (2) 足場等の設置が著しく困難な場合は、安全带取付設備を設け、安全带の使用の徹底を図ること。
- (3) 高さ2メートル未満の箇所における作業においても、不安定な場所での作業が予想されることから、上記(1)及び(2)に準じた墜落防止措置の徹底を図ること。

#### 5 健康障害防止対策の徹底

住宅等に使用される建材に石綿が含有されている可能性もあるため、屋根、天井、内壁、外壁等の部材を取り外す場合には破損させないようにすること。なお、破損した部材が存在する場合については、石綿ばく露予防の観点から、防じんマスクを着用するとともに、散水・湿潤化を行った上で処理を行うこと。

#### 6 安全衛生管理体制等

- (1) 複数の事業者が混在して同時に作業を行うことが想定されるほか、いわゆる「一人親方」が労働者と混在して作業に従事することが予想されるが、労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第30条第1項に基づく作業間の連絡調整のほか、作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。
- (2) 住宅等の改修工事にあつては、工事中に居住者が住宅に出入りする等が想定されるため、必要に応じ、立ち入り禁止区域を設け、又は監視員を配置する等居住者を巻き込む災害の防止にも留意すること。
- (3) 災害復旧工事に当たっては、一定の専門性を有する労働者がこれを行うことが予想されるが、熟練労働者不足等から、当該作業の補助者として、建設業に不慣れな者が従事することが予想されるため、安衛法第59条に基づき、当該者に対する雇入れ時等の安全衛生教育を徹底すること。

なお、雇入れ時教育の実施に当たっては、東京労働局において6月に実施した「建設業における新規就業者に対する安全衛生講習会」の内容を踏まえたものとするが効果的であること(※)。

※ 関連資料及び講習内容の動画は東京労働局ホームページに掲載

[http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/oshirase/anzen/12jibou.html](http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/oshirase/anzen/12jibou.html)

#### 7 作業中止、緊急時の退避等

新たな台風の接近等により、更なる被害の拡大につながることも懸念されることから、工事の実施に当たっては、作業中止基準、緊急時の退避基準等を定めるとともに、気象情報等の収集に努め、これに基づく作業中止、退避措置の徹底を図ること。